

経営管理権集積計画

1 個別事項		(名称)		(所在地)	
整理番号	R4集2-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)	大字町長 高梨 哲彦	茨城県久慈郡大子町北田気 6 6 2 (住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)					
番号	在	地番	林班	小班	地目
1		177	16	山林	現況林齡
2		177	17	山林	現況樹種
3		177	18	山林	面積 ha
4		177	19	山林	スギ
5	大字町西金	1168-19	20	山林	スギ
6		177	68	山林	スギ
7		177	41	山林	広葉樹 (スギ)
8		177	48	山林	広葉樹 (スギ)
9		187	34	山林	スギ
10		187	30	山林	スギ
11					
12					
13					
14					
15					
16					
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方法及び方法					乙が甲にDを支払うべき時期、相手方法及び方法
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法					木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)
経営管理権の存続期間 (終期) (B)					経営管理権の存続期間 (終期) (B)
経営管理権の始期					経営管理権の始期
公告の日から (2022.12.28)					公告の日から (2022.12.28)
経営管理権を設定した年度の初日から起算して経過する年まで (2033.3.31)					経営管理権を設定した年度の初日から起算して経過する年まで (2033.3.31)
経営管理権の実施する年度にあたつては、生物多様性に配慮する、ものとし、乙が経営権を行使する。また、病害虫の監視による巡視を行う。					経営管理権が実施する年度にあたつては、生物多様性に配慮する、ものとし、乙が経営権を行使する。また、病害虫の監視による巡視を行う。
乙から甲に対する賃料は、経営管理権の結果生じた木材の販売による収益は主伐のものものとし、乙が経営権を行使する。					乙から甲に対する賃料は、経営管理権の結果生じた木材の販売による収益は主伐のものものとし、乙が経営権を行使する。
備考					備考
経営管理権区域別添付図面の図面のうち、お樹木について対応する箇所については、対外とする。					経営管理権区域別添付図面の図面のうち、お樹木について対応する箇所については、対外とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			
番号	在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(A) 権利を設定する森林の所有者 (甲)

(B) 権利の設定を受ける市町村 (乙) 大子 [REDACTED]

所 (同上)

(C) 権利を設定する森林の所有者 (甲)

(D) 権利の設定を受ける市町村 (乙) 大子 [REDACTED]

所 (同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
- (3) (A) 横の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、者者が変更どなった場合は、新たに森林所有者と元の森林所有者との面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部美測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権が設定される部分を特定する場合には当該部分を記載することとし、森林簿にその旨を記載する。
- (4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 横は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められた森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権配分計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対してでも、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいざれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して

（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該

森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合で、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲り受けた場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号	R4集2-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	大字町長 高梨 哲彦	(住所) 茨城県久慈郡大子町北田気662								
		経営管理権を設定する森林所 有者 (甲)	[REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												
番号	所在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 木齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期 (終期) (B)	経営管理権に基づく 経営管理の内容 (C)	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	1156-1	177	11	山林	0.78	広葉樹 (スキ)	58	公告の 日から (2022.12.28)	経営管理権を設定した年 度の翌年度の初日から 起算して10年を経過する (2033.3.31)	乙は、存続期間中に間伐 を1回以上実施する。なお、 施業の実施にあたつては、生物多様性 の維持のため、乙が経営管理を行つた ことは、生物多様性に対するものとし、乙 が経営管理を行つたことを確認する。 乙は、伐採等による収益は主に伐 木の販売による収益から伐採等 による収益から伐採等による収益は があるべき金額 (D) の額の算定方法 に要する場合において甲に支払われる 利益が異なる場合に支払われる 利益があるべき金額 (D) の額の算定方法	乙から甲に對して金額ではない。 乙が甲にDを支払は て金額はない。	
2	177	13	山林		0.78	スキ	65					
3	177	14	山林			広葉樹 (スキ)	65					
4	177	10	山林			広葉樹 (スキ)	65					
5	177	18	山林			広葉樹 (スキ)	58					
6	1168-18	177	21	山林	0.56	スキ	59					
7	177	22	山林			広葉樹 (スキ)	61					
8	177	68	山林			広葉樹 (スキ)	60					
9	177	17	原野			ヒノキ	32					
10		177	18	原野		スキ	60					
12		177	19	原野	0.33	広葉樹 (スキ)	58					
13	1193-3	177	20	原野		スキ	61					
14		177	40	原野		スキ	59					
15						スキ	48					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙） 大子町長 高梨 哲
権利を設定する森林の森林所有者（甲）
[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別紙とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。
(3) 者が変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(4) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積ごとの面積を記載することとし、1筆の一部実測面積を（ ）書き下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(6) (C) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項に對して義務の履行を求めることがができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告書の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画により設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行いうものとする。
- ③ 乙が③により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる」ととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行いうものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繕り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全剖又は一部が損壊したとき
- ② 路線の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

経営管理権集積計画

1 個別事項		(名称) 大子町長 高梨 哲彦		(所在地) 茨城県久慈郡大子町北田気662			
整理番号	R4集2-3 経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	経営管理権を設定する森林の森林所持者 (甲)	(住所又は所在地) [REDACTED]				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							
番号	在地番	林班	小班	地目	面積 ha		
番号	在地番	林班	小班	地目	面積 ha		
1	177	18	山林	広葉樹 (スキ)	58		
2	177	19	山林	広葉樹 (スキ)	61		
3	177	20	山林	スキ	59		
4	177	21	山林	広葉樹 (スキ)	61		
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

経営管理権の存続期間 (B)

経営管理権の始期

公告の日から (2022.12.28)

経営管理権を設定した年日を含む年度の翌年から起算して10年の初日として10年1回まで(2033.3.31)起算して過す。

乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施する。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性を考慮するものとし、乙が経営管理権に要した経費は乙が負担する。

乙から甲に対しては金銭の支払は行わない。

経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づいて木村の実施する伐採又は主伐の権利を乙に譲り、乙のものとし、乙が経営管理権を負担する。

管轄区域は別途図面のとおり。なお、広葉樹について対象外とする。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

[この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙) 大子町長 高梨 誠
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、
実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には該部分を特定することができる図面を添付することとし、森林簿に記載された内容を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載すること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権集配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権集配分計画が定められる場合には、乙に経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善意注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権集配分計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権者が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理者）に対して義務の履行を求めることが可能である。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災害等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めることにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができ。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等には経営管理実施権者が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者）

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができるのこととし、甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行ふものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の事業経費等において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了及び消滅時における清算の方法

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に対する義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権に基づき経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。